第二種特定鳥獣管理計画 「第5期徳島県イノシシ適正管理計画」の概要

1 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

2 これまでの取組とその評価

- ■農作物被害を軽減させるために、侵入防止柵を設置
- ■集落単位での被害対策,イノシシを寄せ付けない環境整備を普及
- ■推定個体数の推移は、横ばいから減少傾向

イノシシ推定生息頭数【階層ベイズ法による推定】 令和元年度

項目	徳島県
推定自然増加率(90%信用区間)	1.67(1.38~1.95)
推定個体数(90%信用区間)	14,603頭(9,876~24,704頭)

3 管理の目標

- ■農業被害程度が、深刻または大きい集落の割合を15%以下にする
- ■人身被害ゼロの達成と継続
- ■長期的に存続可能な生息数の維持

目標達成のため、密度管理の目標値(R9.3)を3頭/km以下とする

- · 令和元年度末時点の推定値:約4.4頭/km²
- ・3頭/km2とした場合の県内の推定個体数:約10,000頭

4 目標達成のための具体的な方策

- (1) 個体群管理
 - ▶狩猟期間の延長:延長の期間は、年度別事業実施計画において決定
 - ➤禁止猟法の解除:輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる狩猟を認める
 - ▶指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
 - ▶高密度区域および被害の甚大な区域における重点捕獲
- (2)被害管理
 - ○農業被害対策
 - ▶集落単位で被害防除体制の構築
 - ○生活被害対策
 - ▶都市部への出没の危険度を把握するための調査を実施
 - ▶関係行政機関と地域住民が連携した餌づけ防止や生ゴミの適正処理など イノシシを誘引しない生活被害防止対策や安全対策の普及啓発
 - ▶人身被害における緊急時の対応を支援